

子

次代の平和を築き、担う小・中学生の皆さんへ



平和の尊さを訴え、永遠の平和を築くために努力することを呼び掛ける

平和祈念標語を募集します

☎総務課総務係(☎5722-9205、FAX5722-9409)

区は、目黒区平和都市宣言(昭和60年5月)を行い、平和に関するさまざまな事業を通し、平和の尊さ、大切さを訴えてきました。

これからも多くのかたに語り継ぎ、平和都市宣言の趣旨を知っていただくため、平和祈念標語を募集します。

優秀賞受賞者は、8/6に区民センターホールで開催する平和祈念のつどいで表彰します。

☑区内在住・在学の国・都・私立の小学5年～中学生

※区立小・中学生は学校を通じて募集

応募上の注意

- ① 1人1点で自作のものに限る
- ② 入賞作品の著作権は区に帰属。作品はめぐろ区報などへ掲載するほか、区の平和記念事業などで活用

優秀賞の決定方法など

選定会で選考し、受賞者には7月上旬に郵送で通知

応募方法

応募用紙(総合庁舎本館4階総務課で配布。区HP〈コード①〉から印刷可)に、標語1点と必要事項を書いて、5/31(必着)までに、総務課総務係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎heiwa2022@city.meguro.tokyo.jp)へ郵送・Eメールまたは持参



ペットショップなどで販売される
犬や猫のマイクロチップ情報の
登録が義務になります

☎生活衛生課生活環境係(☎5722-9505、FAX5722-9508)

6月に改正動物愛護管理法が施行され、ブリーダーやペットショップは販売前に犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。また、犬や猫を購入した飼い主は、環境省の指定登録機関である日本獣医師会のシステム上で、住所や氏名について登録が義務になります。

マイクロチップとは

ペットの身分証となるもので、直径2mm、長さ12mm程度の円筒形の電子標識器具です。記録された15桁の固有番号をリーダーで読み取り、システムに登録された情報と照合することで飼い主を特定できます。



こんな場合は

- 法施行前にマイクロチップが装着された犬・猫を飼っている
⇒システムへの登録は任意です
- 法施行後に知人や動物愛護団体からマイクロチップ未装着の犬・猫を譲り受けた
⇒マイクロチップの装着は努力義務です。装着後のシステムへの登録は義務となります



犬の飼い主の皆さんへ



6月以降も狂犬病予防法における犬の登録などの手続きは、区の窓口で行う必要があります。詳細は区HP(コード②)をご覧ください。

参加する事業者を
募集します
(区内の店舗が対象)

テイクアウトなどの
使い捨てプラスチックを
減らすための取り組みを
応援します!



☎清掃リサイクル課計画普及係
(☎5722-9883、FAX5722-9573)

エコテイクアウトの推進

環境に配慮したテイクアウト用の容器・包装(紙や木・竹など非プラスチックのもの)の購入費用を補助します。詳細は、5/15から、区HP(コード③)をご覧ください。

申請期間 5/16~12/28。
予算額を超えた時点で終了
補助金額 上限5万円



マイ容器利用キャンペーン

テイクアウトの際に、容器を持参した購入者などへの割引サービスを実施する事業者に、割引費用を補助します。詳細は、5/15から、区HP(コード④)をご覧ください。

申請期間 5/16~11/30。
予算額を超えた
時点で終了
補助金額 上限5万円

キャンペーンは
6/1~12/31に
事業者が随時実施



割引します

テイクアウト商品を
購入するかたへ

マイ容器を利用する際は

- 繰り返し洗える素材の容器で、中身がこぼれないようにふたの閉まるものを清潔な状態で持参してください
- 持ち帰ったら、なるべく早く食べきりましょう
- 容量や形状によっては利用できない場合があるため、利用店への事前確認をおすすめします

随時更新

※キャンペーン参加店は区HP(コード④)に掲載します

